

## 建設工事入札参加資格審査申請書提出要領

長岡市  
長岡市水道局  
長岡地域土地開発公社

令和2・3年度において、長岡市、長岡市水道局及び長岡地域土地開発公社（以下「長岡市等」といいます。）が発注する設計額130万円を超える建設工事の入札及び随意契約に参加を希望される方は、長岡市建設工事入札参加資格審査規程（平成7年長岡市告示第10号）及びこの要領により申請書を提出してください。

### 1 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しない方が、申請することができます。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業をした期間が1年に満たない者（1年経過後から随時申請してください。）
- (2) 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、市長が期間を定めて競争入札等に参加させないこととした者のうち、当該期間を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- (5) 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前3年の各事業年度のいずれの事業年度にも完成工事高を有しない者
- (6) 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- (8) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (9) 暴力団員であると認められる者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (11) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (12) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。（13）において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- (13) 法人であって、その役員のうち（9）～（11）までのいずれかに該当する者があるもの
- (14) 長岡市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者
- (15) 次の（ア）～（ウ）までに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）
  - （ア）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
  - （イ）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - （ウ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

## 2 参加資格の有効期間

今回申請された方の入札参加資格及び格付等級の有効期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までです（7の受付期間以外に行う随時申請の場合は、入札参加資格が認められた日から有効期間が始まります。）。

## 3 解体工事の経過措置について

### (1) 建設業許可について

解体工事業の建設業許可の経過措置期間は、令和元年5月31日で終了しました。

### (2) 技術者について

平成28年6月1日時点において、とび・土工工事業の技術者に該当する場合は、令和3年3月31日までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされます。

- 必ず提出してください。
- △ 該当がある場合、提出してください。
- × 提出する必要はありません。

## 4 提出書類及び記載要領等

	提出書類	記載方法等	契約権限等を有する者	
			市内本社 市内営業所	市外業者
①	建設工事入札参加資格審査申請書	<p>ア 住所については、番地等の記載をしてください。商号や代表者職・氏名のふりがなも記載してください。</p> <p>イ 契約権限等を支店、営業所等（以下「営業所等」といいます。）に委任する場合は「1」の欄に記載してください。</p> <p><b>※ 契約権限等を委任できるのは建設業許可を受けている営業所等のみです。</b></p> <p>ウ 代表者印については、印鑑登録をしていない印でもかまいません。</p> <p>ただし、契約権限等を営業所等に委任しない場合の代表者印については入札の参加、契約の締結並びに代金請求及び受領のために使用する印鑑を押印してください。</p>	○	○
②	誓約書	<p>暴力団排除のため、暴力団等に関与していない旨の「誓約書」を提出してください。</p> <p>営業所等に委任する場合でも代表者名、代表者印で作成してください。</p>	○	○
③	委任状	<p>建設業許可を受けている営業所等に入札・契約等の権限を委任する場合に提出してください。</p>	△	△
④	建設業許可申請書別紙の写し	<p>建設業許可を受けている営業所等に入札・契約等の権限を委任する場合に提出してください。</p> <p><b>※ 委任する営業所等が受けている許可業種がわかるものを提出してください。</b></p>	△	△

	提出書類	記載方法等	契約権限等を有する者	
			市内本社 市内営業所	市外業者
⑤	営業所等の写真	<p>建設業許可を受けている長岡市内の営業所等に入札・契約等の権限を委任する場合に提出してください。</p> <p>提出方法は、外観（2アングル、事業所名が確認できるものを含む）と内観（2アングル）それぞれ撮影したものをA4版2枚にまとめてください。</p> <p>※ 必要に応じて実地調査する場合があります。</p>	△	×
⑥	入札参加希望業種調書 【一部変更】	<p>入札参加を希望する業種について必要事項を記載してください。</p> <p><b>※ 契約権限等を委任した場合に登録できる業種は、委任先で建設業許可を受けている業種のみとなります。</b></p> <p>※ 入札参加を希望する業種については、添付書類の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている<b>2年又は3年平均の完成工事高欄に完成工事高を有することが必要です。</b></p> <p><b>（注）完成工事高が0の場合、入札参加希望は出来ません。</b> （他の業種に完成工事高を計上していて、完成工事高を有していない場合については、別途、相談してください。）</p> <p><b>※ 希望する業種の建設業許可通知書の写しを提出してください。</b></p> <p>※ 主観点の加算を希望される方は、必ず該当項目を漏れなく記載してください。</p>	○	○
⑦	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）	<p>入札参加を希望する業種について、許可区分から総合評定値まで蛍光ペンでマーカーをしてください。</p> <p><b>※ 当該通知書で雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっていない場合は、⑧及び⑨の提出は不要です。</b></p> <p><b>（注） 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出と有効期限について</b> <b>経営事項審査は毎年受けることが義務付けられています。営業年度が終了しましたら、速やかに経営事項審査の手続きを行い、有効期限が切れる前に、結果通知書の写しを契約検査課まで提出してください。</b></p> <p>・有効な結果通知書が確認できない場合は、長岡市が発注する建設工事の入札に参加することができません。</p> <p>・有効な結果通知書を取得していない状態で契約したことが判明した場合は、契約解除、指名停止等の措置を行います。</p>	○	○

	提出書類	記載方法等	契約権限等を有する者	
			市内本社 市内営業所	市外業者
⑧	雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認する事ができる書類（写し）	<p>⑦において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、審査基準日以降に加入の届出を行った方のみ、以下の書類を提出してください。</p> <p>当該書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。</p> <p>(1) 雇用保険に加入した場合は、次の書類のいずれかを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書の写し</li> <li>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し</li> <li>雇用保険適用事業所設置届（ハローワークの受領印のあるもの）の事業主控えの写し</li> </ul> <p>(2) 健康保険・厚生年金保険に加入した場合は、次の書類のいずれかを提出してください。（<u>保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコードにマスキングを施してください。</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請時の直近1箇月分の領収証書の写し</li> <li>標準報酬決定通知書の写し</li> <li>被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し</li> <li>健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所の受領印のあるもの）の事業主控えの写し</li> </ul>	△	△
⑨	適用除外申告書	<p>⑦において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、審査基準日以降に適用除外となった方のみ、当該書類に適用除外となった事実を証する書類を添付して提出してください。</p> <p>当該書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。</p>	△	△
⑩	工事経歴書	<p>ア 工事経歴書の作成については次のとおりとさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築一式工事、管工事、機械器具設置工事の登録を希望する場合は、<u>必ず工事概要の記載をしてください（記載例を参照）。</u></li> </ul> <p>その他の業種についても可能な限り記載してください。</p> <p>※ 上記3業種の工事経歴書を提出する際、工事概要がない様式の提出は認めません。他市や県の様式をご使用になる際は、工事概要の有無の確認をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の業種は、独自の様式でもかまいません。</li> <li>土木一式工事については、下水道工事（管更生を含む）の実績があればできるだけ記載してください。</li> </ul> <p>イ <u>1業種2ページ以内で記載してください。</u></p> <p>ウ <u>注文者が個人の場合には、記載例（建築一式）を参考に個人情報</u>は表記しないようご注意ください。</p>	○	○

	提出書類	記載方法等	契約権限等を有する者	
			市内本社 市内営業所	市外業者
⑪	技術職員名簿	<p>登録を希望する業種ごとに作成してください。 申請書提出日現在の状況により記載してください。(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の人数と合わせる必要はありません。)</p> <p>※ <u>長岡市内の営業所等へ契約権限等を委任する場合は、委任先の営業所等に常勤している技術職員のみを記載してください。</u></p> <p>※ 解体工事については、専用様式「技術職員名簿(解体工事)」に記載してください。また、経過措置により解体工事業の技術者とみなされる方については、専用様式「技術職員名簿(解体工事・経過措置)」に記載してください。</p> <p>※ 平成28年6月1日時点において、とび・土工工事業の技術者に該当する場合は、令和3年3月31日までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされます。</p>	○	×
⑫	<p>災害協定の締結について (提出書類は不要) 【一部変更】</p>	<p>長岡市と直接災害協定を締結している団体等に属している方で主観点の加算を希望される場合は、別紙「入札参加希望業種調書」に加盟団体名を記載してください。</p> <p>入札参加希望業種それぞれに15点を主観点として加算します。 なお、複数の災害協定締結団体等に加盟していても主観点は15点を超えません。</p> <p>【災害協定締結団体等について】 詳しくは長岡市ホームページ(トップ&gt;産業・ビジネス&gt;入札・契約&gt;入札参加申請&gt;令和2・3年度建設工事入札参加審査申請にかかる留意事項)をご覧ください。 (<a href="https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate09/sanka/">https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate09/sanka/</a>)</p>	△	△
⑬	長岡市消防団協力事業所表示制度認定証明書(写し)	<p>長岡市の消防団協力事業所として認定されている方で主観点の加算を希望される場合は、長岡市消防団協力事業所表示制度認定証明書の写しを提出してください。</p> <p>※ 証明書は、長岡市消防本部総務課(長岡市千歳1丁目3番100号 TEL0258-35-2192)に電話により請求してください。(請求から発行まで3日程度かかります。)</p> <p>5点を主観点として加算します。</p>	△	△

	提出書類	記載方法等	契約権限等を有する者							
			市内本社 市内営業所	市外業者						
⑭	ながおかノーマイカーデー参加企業登録証（写し）	<p>ながおかノーマイカーデーに参加されている方で主観点の加算を希望される場合は、申請書提出日の直近2年度分の参加登録証の写しを提出してください。</p> <p>※ 平成30・令和元年度の参加登録証の写しを提出してください。いずれか1年分のみ場合は、加点をしません。</p> <p>※ 登録証は、長岡市交通政策課（長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト5階 Tel.0258-39-2267）に<u>電話により</u>請求してください。（請求から発行まで3日程度かかります。）</p> <p>5点を主観点として加算します。</p>	△	△						
⑮	ハッピー・パートナー企業登録証等（写し）	<p>新潟県のハッピー・パートナー企業として登録、かつ、下表の(i)(ii)(iii)のいずれかに該当する方で、男女共同参画の推進状況に関する主観点の加算を希望される場合は、ハッピー・パートナー企業登録証の写しとともに下表の書類を提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">           (i) 経営事項審査の審査基準日現在において、女性技術者（主任技術者となる資格を有する者）を1名以上雇用していること。         </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">           ・経営事項審査の申請の際に添付した技術職員名簿の写し            ・健康保険被保険者証等の写し（性別が確認できる書類）（<u>保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコードにマスキングを施してください。</u>）         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           (ii) 「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「一般事業主行動計画」を都道府県労働局へ提出し、かつ、資格審査申請日現在において、当該行動計画の計画期間中である者  <u>※ 常時雇用する労働者が100人以下の企業に限る。</u> </td> <td style="padding: 5px;">           都道府県労働局に提出した「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」（労働局の受付印あり）の写し         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           (iii) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した「一般事業主行動計画」を都道府県労働局へ提出し、かつ、資格審査申請日現在において、当該行動計画の計画期間中である者  <u>※ 常時雇用する労働者が300人以下の企業に限る。</u> </td> <td style="padding: 5px;">           都道府県労働局に提出した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」（労働局の受付印あり）の写し         </td> </tr> </table> <p><u>いずれかに該当する場合、5点を主観点として加算します。</u></p>	(i) 経営事項審査の審査基準日現在において、女性技術者（主任技術者となる資格を有する者）を1名以上雇用していること。	・経営事項審査の申請の際に添付した技術職員名簿の写し ・健康保険被保険者証等の写し（性別が確認できる書類）（ <u>保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコードにマスキングを施してください。</u> ）	(ii) 「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「一般事業主行動計画」を都道府県労働局へ提出し、かつ、資格審査申請日現在において、当該行動計画の計画期間中である者 <u>※ 常時雇用する労働者が100人以下の企業に限る。</u>	都道府県労働局に提出した「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」（労働局の受付印あり）の写し	(iii) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した「一般事業主行動計画」を都道府県労働局へ提出し、かつ、資格審査申請日現在において、当該行動計画の計画期間中である者 <u>※ 常時雇用する労働者が300人以下の企業に限る。</u>	都道府県労働局に提出した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」（労働局の受付印あり）の写し	△	△
(i) 経営事項審査の審査基準日現在において、女性技術者（主任技術者となる資格を有する者）を1名以上雇用していること。	・経営事項審査の申請の際に添付した技術職員名簿の写し ・健康保険被保険者証等の写し（性別が確認できる書類）（ <u>保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコードにマスキングを施してください。</u> ）									
(ii) 「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「一般事業主行動計画」を都道府県労働局へ提出し、かつ、資格審査申請日現在において、当該行動計画の計画期間中である者 <u>※ 常時雇用する労働者が100人以下の企業に限る。</u>	都道府県労働局に提出した「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」（労働局の受付印あり）の写し									
(iii) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した「一般事業主行動計画」を都道府県労働局へ提出し、かつ、資格審査申請日現在において、当該行動計画の計画期間中である者 <u>※ 常時雇用する労働者が300人以下の企業に限る。</u>	都道府県労働局に提出した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」（労働局の受付印あり）の写し									

	提出書類	記載方法等	契約権限等を有する者					
			市内本社 市内営業所	市外業者				
⑩	障害者雇用状況を証明する書類（写し） 【一部変更】	<p>障害者雇用状況に関する主観点の加算を希望される場合は、(i) (ii)の該当する区分に応じて下表の書類を提出してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>(i) 資格審査申請日直前の6月1日現在において、障害者の雇用義務があり、実雇用率が法定雇用率を超える者</td> <td>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する「障害者雇用状況報告書」の写し</td> </tr> <tr> <td>(ii) 資格審査申請日直前の6月1日現在において、障害者の雇用義務がないが、資格審査申請日現在において、障害者を1人以上雇用している者</td> <td>雇用している障害者の方の「障害者手帳」の写し及びその者が雇用されていることを証する書類の写し(雇用保険資格取得等確認通知書又は被保険者証、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコードにマスキングを施してください。)、賃金台帳など)</td> </tr> </table>	(i) 資格審査申請日直前の6月1日現在において、障害者の雇用義務があり、実雇用率が法定雇用率を超える者	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する「障害者雇用状況報告書」の写し	(ii) 資格審査申請日直前の6月1日現在において、障害者の雇用義務がないが、資格審査申請日現在において、障害者を1人以上雇用している者	雇用している障害者の方の「障害者手帳」の写し及びその者が雇用されていることを証する書類の写し(雇用保険資格取得等確認通知書又は被保険者証、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコードにマスキングを施してください。)、賃金台帳など)	△	△
		(i) 資格審査申請日直前の6月1日現在において、障害者の雇用義務があり、実雇用率が法定雇用率を超える者	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する「障害者雇用状況報告書」の写し					
(ii) 資格審査申請日直前の6月1日現在において、障害者の雇用義務がないが、資格審査申請日現在において、障害者を1人以上雇用している者	雇用している障害者の方の「障害者手帳」の写し及びその者が雇用されていることを証する書類の写し(雇用保険資格取得等確認通知書又は被保険者証、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコードにマスキングを施してください。)、賃金台帳など)							
		<p>いずれかに該当する場合、5点を主観点として加算します。</p> <p>※ (ii)に関する書類について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類の提出に際しては必ず本人の同意を得てください。</li> <li>・必ず写しを提出することとし、書類の原本は提出しないでください。</li> </ul>						

	提出書類	記載方法等	契約権限等を有する者																			
			市内本社 市内営業所	市外業者																		
			△	△																		
⑰	若年者雇用状況申告書等 【一部変更】	<p>令和元年9月30日の直前4年間（平成27年10月1日から令和元年9月30日）において次の全てに該当する職員（役員を除く。）を採用した方で主観点の加算を希望される方は、若年者雇用状況申告書とともに下表の書類を提出してください。<u>（①から③はいずれか1つを提出、⑦から⑨は該当する場合のみ提出）</u></p> <p>(1) <u>長岡市内の本社又は営業所等（建設業法上の本社又は営業所等に限る。）</u>で採用した職員であること。 ※ 採用を行った者は長岡市外の本社等でもかまいません。</p> <p>(2) 雇用期間の定めのない常勤職員として採用した職員であること。</p> <p>(3) 採用時35歳未満（満34歳以下）であること。</p> <p>(4) 資格審査申請日まで継続的に雇用していること。</p> <p>(5) 資格審査申請日現在において<u>長岡市内の本社又は営業所等</u>に勤務していること。</p> <p><u>（1）～（5）の全てに該当する場合は5点、該当者が次の（i）（ii）のいずれかに該当する場合は更に5点、最大10点を主観点として加算します。</u></p> <p><u>（i）技術者又は技能労働者の場合</u> <u>（ii）資格審査申請日において長岡市に住所を有する場合</u></p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>健康保険被保険者証の写し[事業所、資格取得年月日が記載のもの]</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>雇用契約書又は労働条件通知書（労働基準法第15条）の写し [勤務地、雇用期間の定めのないこと及び職種が確認できるもの]</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>賃金台帳又は源泉徴収簿の写し [申請日の属する月の前月に係る支払分]</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>申請日現在における勤務地が確認できる出勤簿等の書類の写し [<u>採用日時点と申請日現在の勤務地が異なる場合のみ（①から⑥で確認できる場合は不要）</u>]</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>申請日現在における職種が確認できる書類の写し [<u>採用日時点と申請日現在の職種が異なる場合のみ（①から⑥で確認できる場合は不要）</u>]</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>申請日現在における住所が確認できる書類の写し [運転免許証又は住民票記載事項証明書の写し]</td> </tr> </table> <p>※ <u>上記①から③の書類を添付する際、保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコードにマスキングを施してください。</u> やむを得ない理由により上記①から③の書類を添付できない場合は、常勤性を確認できる書類を添付してください。</p> <p>※ <u>上記⑤の書類により勤務地が確認できない場合は、上記⑤の書類に加え、採用日時点における勤務地を法人の代表者が</u></p>	①	健康保険被保険者証の写し[事業所、資格取得年月日が記載のもの]	②	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し	③	健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し	④	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	⑤	雇用契約書又は労働条件通知書（労働基準法第15条）の写し [勤務地、雇用期間の定めのないこと及び職種が確認できるもの]	⑥	賃金台帳又は源泉徴収簿の写し [申請日の属する月の前月に係る支払分]	⑦	申請日現在における勤務地が確認できる出勤簿等の書類の写し [ <u>採用日時点と申請日現在の勤務地が異なる場合のみ（①から⑥で確認できる場合は不要）</u> ]	⑧	申請日現在における職種が確認できる書類の写し [ <u>採用日時点と申請日現在の職種が異なる場合のみ（①から⑥で確認できる場合は不要）</u> ]	⑨	申請日現在における住所が確認できる書類の写し [運転免許証又は住民票記載事項証明書の写し]		
①	健康保険被保険者証の写し[事業所、資格取得年月日が記載のもの]																					
②	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し																					
③	健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し																					
④	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し																					
⑤	雇用契約書又は労働条件通知書（労働基準法第15条）の写し [勤務地、雇用期間の定めのないこと及び職種が確認できるもの]																					
⑥	賃金台帳又は源泉徴収簿の写し [申請日の属する月の前月に係る支払分]																					
⑦	申請日現在における勤務地が確認できる出勤簿等の書類の写し [ <u>採用日時点と申請日現在の勤務地が異なる場合のみ（①から⑥で確認できる場合は不要）</u> ]																					
⑧	申請日現在における職種が確認できる書類の写し [ <u>採用日時点と申請日現在の職種が異なる場合のみ（①から⑥で確認できる場合は不要）</u> ]																					
⑨	申請日現在における住所が確認できる書類の写し [運転免許証又は住民票記載事項証明書の写し]																					

	提出書類	記載方法等	契約権限等を有する者	
			市内本社 市内営業所	市外業者
		<p><u>証明する書類を添付してください。</u></p> <p>※ <u>上記⑤の書類により職種が確認できない場合は、上記⑤の書類に加え、申請日現在における職種を法人の代表者が証明する書類を添付してください。</u></p> <p>※ <u>上記⑧の書類を添付できない場合は、申請日現在における職種を法人の代表者が証明する書類を添付してください。</u></p>		
⑱	<p>「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」応募受付完了に関する通知書（写し）</p>	<p>「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」の賛同企業で、主観点の加算を希望される場合は、産業支援課から発行された「ながおか働き方プラス応援プロジェクトの応募受付完了について」を提出してください。</p> <p>5点を主観点として加点します。</p> <p>※ 新たに「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」に賛同される方は長岡市産業支援課（長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト6階 TEL0258-39-2228）へご応募ください。（応募から受付完了まで1週間程度かかります。）</p> <p><b>【ながおか働き方プラス応援プロジェクト】について</b></p> <p>詳しくは長岡市ホームページ（トップ&gt;産業・ビジネス&gt;雇用&gt;ながおか働き方プラス応援プロジェクト）をご覧ください。</p> <p>(<a href="https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate08/hata-plus/index.html">https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate08/hata-plus/index.html</a>)</p>	△	△
	<p>職場体験等の受入れに関する証明書</p>	<p>令和元年9月30日の直前2年間（平成29年10月1日から令和元年9月30日）において、長岡市内の本社又は営業所等で次の（i）（ii）のいずれかの受入れを1日以上行った方で主観点の加算を希望される場合は、職場体験等の受入れに関する証明書を提出してください。</p> <p>（i）中学生を対象とした職場体験</p> <p>（ii）高校生以上（専門学校生徒も含む）の生徒・学生を対象とした就業体験（インターンシップ）又は実践的な職業知識や技術・技能の習得を目的とした現場実習（デュアルシステム）</p> <p>「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」に賛同のうえ、職場体験等の受入れを行った場合は、更に5点を主観点として加点します。</p>		
⑲	<p>舗装機械の所有状況調書</p>	<p>舗装工事の登録を希望する場合に提出してください。</p>	△	×
⑳	<p>掘削機械の所有状況調書</p>	<p>さく井工事の登録を希望する場合に提出してください。</p> <p>※ <u>長岡市内の本社で登録を希望する場合のみ、提出してください。</u></p>	△	×

	提出書類	記載方法等	契約権限等を有する者									
			市内本社 市内営業所	市外業者								
⑳	電子入札参加申請書	<p><b>長岡市等の建設工事の入札は全て電子入札となっています。</b>  <u>入札参加には電子入札参加申請書による利用者登録が必要です</u>ので、電子入札コアシステム対応のICカードを準備のうえ提出してください。</p>	△	△								
㉑	市税の未納がない証明書（写し可）	<p><b>【証明書の提出区分について】</b></p> <p>(1) 長岡市に市税の納税義務がある場合</p> <p>下表のとおり、未納がない証明書（取得後6箇月を経過していないもの）を提出してください。</p> <p>なお、証明書を請求する際に提出する税関係証明書交付請求書の「2 どなたの証明書が必要ですか？」欄に記入する個人名または法人名は納税義務者をご記入ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務</th> <th>必要証明書（納税義務者）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社のみ</td> <td>本社</td> </tr> <tr> <td>本社及び営業所等※</td> <td>本社及び営業所等※</td> </tr> <tr> <td>営業所等のみ</td> <td>営業所等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>納税義務が本社及び営業所等の両方にある場合は、それぞれの証明書が必要です。</u></p> <p>(2) 長岡市に市税の納税義務がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内本社及び市内営業所の方は未納がない証明書（取得後6箇月を経過していないもの）を提出してください。</li> <li>・<u>市外業者の方は提出不要です。</u></li> </ul> <p><b>【証明書の取得について】</b></p> <p>取得方法については長岡市ホームページ（トップ&gt;暮らし・手続き&gt;税金&gt;納税証明書）を必ずご覧ください。  <a href="https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate02/tax-payment.html">https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate02/tax-payment.html</a></p> <p>※ 郵送請求もできます。</p> <p>※ 証明書の取得については長岡市役所収納課（0258-39-2214）にお問い合わせください。</p> <p>(1) 窓口請求</p> <p>窓口職員に入札参加資格審査申請で使用する証明書の請求である旨をお伝えください。</p> <p><b>取得場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アオーレ長岡東棟1階 証明書発行窓口</li> <li>・各支所市民生活課窓口</li> </ul> <p>※ 東・西サービスセンター、幸町証明発行コーナー、太田・寺泊コミュニティセンターでは交付できません。</p> <p><b>取得時間</b></p> <p>午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）</p>	納税義務	必要証明書（納税義務者）	本社のみ	本社	本社及び営業所等※	本社及び営業所等※	営業所等のみ	営業所等	○	△
納税義務	必要証明書（納税義務者）											
本社のみ	本社											
本社及び営業所等※	本社及び営業所等※											
営業所等のみ	営業所等											

提出書類	記載方法等	契約権限等を有する者	
		市内本社 市内営業所	市外業者
	(2) 郵送請求 上記 URL からご確認ください。 <b>【市税の未納がない証明書】の取得について</b> 納付後おおむね2週間以内に請求する場合は、納付状況を確認できない場合がありますので、 <u>納付の確認ができるもの（領収書または引き落としの通帳等、写し可）をお持ちください。</u> (郵送で請求する場合は、写しを同封してください。)		
②③ 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（写し） ※その3の3様式	ア 非課税の場合は、非課税証明書を提出してください。 イ 取得後6箇月を経過していないものを提出してください。 ウ 証明書は税務署で取得してください。	○	○
④ チェックリスト	各項目を確認のうえ、申請者記載欄にチェックしてください。	○	○

## 5 電子入札について

長岡市等の建設工事の入札は、全て電子入札で行っていますので、入札に参加するためには、電子入札への対応が必要です。(原則として、紙の入札書による入札は認めていません。)

電子入札コアシステムに対応するICカードを準備したうえで、電子入札参加申請書を提出してください。

なお、長岡市電子入札システムの利用方法等は、長岡市ホームページ内の「電子入札・入札関係資料」(<http://www.e-bidpub.city.nagaoka.niigata.jp/e-bidpage1.html>)を確認してください。

## 6 決定通知について

資格審査後、「建設工事入札参加資格審査結果通知書」を送付します。

## 7 受付期間及び提出方法（定期受付は終了しました。）

(1) 期 間 令和元年10月21日（月曜日）から令和元年12月6日（金曜日）まで

※ ただし、土・日・祝日を除く

※ 郵送の場合は当日消印有効

※ 「令和2・3年度 長岡市安全安心地域づくり工事に係る地域貢献建設事業者認定申請書」を提出する場合は、本申請書と一緒に提出してください。

(2) 時 間 午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出方法 申請書類は、持参又は郵送してください。

(電子メール及びFAXでの提出はできません。)

申請書及び添付書類一式は、クリップでとめて提出してください。

※ 受領書等の発行はしていません。

受領書等の送付を希望する場合は、**必ず受領書（任意の様式）と切手を貼った返信用封筒、または切手付き（63円切手）ハガキを同封してください。**

料金不足の場合は、着払いで不足分を負担していただきます。

## 8 随時受付

令和2年4月1日以降から随時受付を行います。

- ※ 毎月20日までに申請書を受け付けた方は、翌月の1日からの登録となります。  
これ以降の申請については、翌々月の1日からの登録となります。

## 9 提出先及び照会先

〒940-0062 新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階  
長岡市役所大手通庁舎 長岡市財務部契約検査課工事契約係  
電 話：0258-39-2210  
F A X：0258-39-2276  
電子メール：keiyaku@city.nagaoka.lg.jp

## 10 その他

- (1) 申請書等は、必ず、長岡市所定の様式を市ホームページ（トップ>産業・ビジネス>入札・契約>入札参加申請）からダウンロードのうえ使用してください。
  - ※ 最新の様式をダウンロードしてご使用ください。
  - ※ 長岡市所定の様式以外の申請書は、受付できません。
- (2) 年月日の記載が必要な様式には、忘れずに記載してください。
  - ※ 元号は適宜修正してください。
- (3) 経営事項審査は毎年受けることが義務付けられています。営業年度が終了しましたら、速やかに経営事項審査の手続きを行い、有効期限が切れる前に、結果通知書の写しを契約検査課まで提出してください。  
なお、新しい結果通知書の提出があっても、令和2・3年度の評点の変更は行いません。
  - ※ 有効な結果通知書が確認できない場合は、長岡市が発注する建設工事の入札に参加することができません。
  - ※ 有効な結果通知書を取得していない状態で契約したことが判明した場合は、契約解除、指名停止等の措置を行います。
- (4) 入札参加資格審査申請書を提出後、次のア～エに掲げる事項に変更があった場合は、当該変更があった日から20日以内に変更届出書<sup>(注)</sup>を提出してください。  
(注) 市のホームページに掲載してある「建設工事及び測量・建設コンサルタント等入札参加申請変更届出書（兼入札参加資格追加申請）」を使用してください。
  - ア 商号若しくは名称、住所又は代表者の職氏名
  - イ 営業所の名称、所在地又は代理人の職氏名
  - ウ 電話番号、FAX番号又はメールアドレス
  - エ 許可業種
  - ※ アに掲げる事項を変更した場合は、登記事項証明書の写し及び誓約書を添付してください。
  - ※ 営業所等に契約権限等を委任している方において、ア又はイに掲げる事項を変更した場合は、委任状を添付してください。
  - ※ エの変更により、入札参加資格を追加申請される方は、以下の書類を添付してください。  
なお、変更届出書及び添付書類には、追加業種に関するもののみを記載してください。
    - ・入札参加希望業種調書
    - ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）
    - ・建設業許可申請書別紙の写し（営業所等に契約権限等を委任する場合に限る。）
    - ・工事経歴書
    - ・技術職員名簿（契約権限等を有する者が市内本社及び市内営業所の場合に限る。）
  - ※ 債権者登録の情報（所在地、代表者の氏名、振込先口座など）に変更がある場合は、会計課（電話 0258-39-2237）で併せて手続きをお願いします。
- (5) 提出された申請書及び添付書類は、入札参加資格審査以外の目的には使用しません。